

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、同法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに寒川町長に意見書を提出することができます。

令和元年6月4日

寒川町長 木村俊雄

- 1 都市計画の種類及び名称
茅ヶ崎都市計画地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
寒川町田端地内
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
なし
- 3 都市計画の案の縦覧場所
高座郡寒川町宮山165番地
寒川町都市建設部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
令和元年6月4日（火）から令和元年6月18日（火）まで
（土曜日、日曜日を除く。）